

長野県消費生活条例の一部改正について

くらし安全・消費生活課

改正理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センター（以下「センター」という。）について条例で定めることとされました。

そのため、国が示した参酌基準や県内の状況等を踏まえ、以下の事項等を追加する改正を行いました。

追加事項

| 事 項 | 趣 旨 |
|--|---|
| 【第31条、第32条】 設置並びに名称、位置及び担当区域 | センターを条例で規定し、法的な位置付けを明らかにする。 |
| 【第33条】 資格試験に合格した消費生活相談員の配置（努力義務） | 消費生活相談体制の質の維持・向上を図る。 |
| 【第34条】 指定消費生活相談員（※）の配置（努力義務） | 指定消費生活相談員を各センターに配置することで、より効果的な市町村支援を行う。 ●消費者安全法上は、県単位で1人配置するよう努めることとされている。 |
| 【第35条】 消費生活相談等で得られた情報の安全管理 | 消費生活相談等で得られた個人情報等の安全管理を図る。 |

（※）市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の支援を行う。

施行日

平成28年4月1日

ただし、「指定消費生活相談員の配置」に係る部分については、消費者安全法の当該規定の施行日（平成31年6月までの間で政令で定める日）に合わせて施行